

新エネルギー発電設備事故対応・構造強度

ワーキンググループ（第20回）－議事要旨

日時：令和元年11月19日（火）15：00～17：00

場所：経済産業省別館3階 312 共用会議室

出席者：

<委員>

勝呂座長、青木委員、大関委員、奥田委員、熊田委員、曾我委員、西川委員、弘津委員、福長委員、若尾委員、（五十音順）

<オブザーバー>

伊賀川 一般社団法人 住宅生産団体連合会 調査部長

海津 一般社団法人日本風力発電協会 技術部長

久保 一般社団法人日本小形風力発電協会 副理事長

鈴木 一般社団法人太陽光発電協会 事務局長

議題：

（1）再エネ発電設備の促進と電気保安確保の両立に向けた小出力発電設備の規制の検討について

①中間報告案について

②討議

（2）昆布盛ウインドファーム6号機風車破損事故に関する報告

（3）千葉・山倉水上メガソーラー発電所太陽電池破損事故に関する報告

議事概要：

(1) 再エネ発電設備の促進と電気保安確保の両立に向けた小出力発電設備の規制の検討について

① 中間報告（案）について

○事務局より、資料1に基づき説明。

② 討 議

○委員及びオブザーバー（委員等）からの主な意見

- ・（太陽電池発電の）施工・保守管理人材について、保守管理を担う事業者が倒産等した場合における代替事業者の確保等、責任を持った受け皿も検討して欲しい。
- ・事前対策が重要であり、各関係団体の取組を進めて欲しい。ただし、全ての関係者の関与がポイントであるところ、実態に即してプレイヤーに漏れがないか等、随時見直しを行い、実効性を確認しながら進めて取り組んで欲しい。
- ・住宅用太陽電池発電設備を事故報告の対象外とすることについて、所有者・占有者は一般の方が多いとため、事故報告の対象外とすることに同意。
- ・事故報告の対象外となる「住宅用太陽電池発電設備」の定義や規模の明確化が必要。
- ・事故報告の対象外の「住宅用太陽電池発電設備」について、製品安全事故等での事例をも参考に、技術的な対策の検討が可能。
- ・何よりも（太陽電池発電の）事故の予防が重要。一般住民を含めた設置者に対し、エネルギーの一翼を担っている責任感を醸成する普及啓発活動を、事故報告の周知とあわせて進めていく必要。
- ・20-500kWの風力発電設備の電気保安規制のあり方について、型式認証の取得状況や電気主任技術者や保安規程による取組の実態把握が必要。
- ・事故情報の収集に関して、報告時間（速報は24時間以内、詳報は30日以内）や報告の方法（メール・インターネット等での写真等による報告等）のあり方について検討すべき。
- ・事故情報の分析や周知方法について、消費者生活用製品安全法（消安法）でも事故報告が必要であるところ、非重大事故についてはNITEが収集してよいのではないか。役所間や業界団体での定期的な情報交換も必要。

○事務局からの主な回答

- ・委員等から頂いた御指摘を踏まえ、必要な修正を行い、再度委員に御確認いただく。また、委員等から頂いた課題については、オブザーバーの関係団体とも相談し、検討していく。
- ・事故報告の対象外となる「住宅用太陽電池発電設備」の規模等は、省令で明確化する予定。
- ・消安法で太陽光パネルの火災事故は報告対象となっており、事故情報の共有について、

どのような連携ができるか検討していく。

○委員からの中間報告（案）に対する御意見の反映や必要な修正は、勝呂座長に一任することで、委員の了承を得た。

（２） 昆布盛ウインドファーム 6号機風車破損事故に関する報告

○JEN昆布盛ウインドファーム(株)より、資料2に基づき報告があり、本件については委員からの意見、質問への回答を報告書に盛り込み、WGの委員の書面での了承を持って審議終了とすることとなった。具体的には委員から、運転の可否判断の責任を誰が行っていたのかなど、保安体制について詳細に分析し、必要な対策を検討するよう指示があった。

（３） 千葉・山倉水上メガソーラー発電所太陽電池破損事故に関する報告

○京セラTLCソーラー合同会社より、資料3に基づき報告があり、本件については委員からの意見も踏まえ、引き続き事故原因の究明と再発防止策の検討を行うこととなった。具体的には委員から、フロートの破損に至る現象についてシミュレーションを行い、応力のかかり方について分析、検討するよう指示があり、事業者から現場の地形を再現したシミュレーションを実施し、分析を行うとの回答があった。

次回ワーキンググループは、改めて調整させていただく旨を連絡し、閉会した。

問い合わせ先：

経済産業省産業保安グループ電力安全課

電話　：03-3501-1742

FAX　：03-3580-8486